岡山県視覚障害者センター指定管理 令和6年度 事業計画

1 基本方針

視覚障害者情報提供施設としての業務活動を通して、利用者の生活の質的向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。この目的を達成するため、下記の通り基本方針を定める。

- (1) 岡山県下に在住する視覚障害者(身体障害者手帳の有無に関わらず)のうち、本人の意思で登録申請を済ませた者を対象にサービスを行う。また、視覚障害が進行中の人を含め、中途視覚障害者の相談や自立支援に努める。
- (2) 利用者個人の最も利用しやすい方法により、豊富な情報を提供する。
- (3)情報提供施設としての機能をより充実させ、点字・録音図書の蔵書を増やす 努力をして貸出事業を充実させる。
- (4) サピエ(視覚障害者情報総合ネットワーク)及び点字即時ネットワーク事業 (点字JBニュース)の利用者拡大に努める。
- (5)情報の獲得に有効な視覚障害者用のパソコン等の ICT 機器の利用サポート に努める。
- (6) 当センターの利用者及びボランティアを増やすため、様々なメディアを活用 し広報活動に努める。
- (7)点訳・音訳ボランティアの資質向上のための研修を充実させる。
- (8) 視覚障害者関係の団体が研修や会合にセンターの会議室を有効活用できるように努める。
- (9)施設の保守管理に努め、来館者の安全確保に留意する。
- (10) 職員研修の機会を増やし資質向上に努める。

ク 事業計画

- (1) 岡山県視覚障害者センターの管理運営
 - ア 施設管理 岡山県子ども・福祉部障害福祉課と連携し、施設の保守管理を行う。
 - イ 点字図書館業務

点字と録音図書・雑誌の貸出を行うと共に、サピエの活用により利用者の ニーズに応じた蔵書の充実を図る。また、他館との相互貸借制度の活用をす る。

ウ施設利用

視覚障害者の教養文化活動のための施設利用の促進を図るため、カル チャー教室の開催、視覚障害者の諸団体や視覚障害者に関わるボランティア グループへ会議室等の貸出を行う。

工 広報活動

県内の視覚障害者及び家族等へ当センターの存在や役割を周知するため、ホームページ、ユーチューブチャンネル、LINE 公式チャンネル等の SNS を活用し、広報活動を行う。

(2) 個別事業実施計画

ア 点訳・朗読奉仕員養成事業

点訳10人程度、朗読15人程度の受講生を、県広報紙・新聞·ホームページ等で公募し、点字技能師やプロのアナウンサーを講師に迎え、年間26回程度の講座を開催し、修了者を当センター所属ボランティアとして登録する。

イ 白ウ支援拠点活動支援事業

「みちしるべ」に協力し、中途視覚障害者を対象に、電話・メール・ズーム・来所などの方法で、福祉制度に関する相談、点字・歩行の指導、視覚障害者用のパソコン等のICT機器の利用サポート、視覚障害者用の日常生活用具の紹介等を行う。

ウ 点字即時情報ネットワーク事業

日本視覚障害者団体連合が土日を除く毎日配信する最新のニュース(点字 JBニュース)を点字プリンタで出力し、迅速に利用者に郵送する。現在利 用者は17人であるが、今後とも利用者を増やすよう努力する。

エ 視覚障害者日常生活情報サービス事業

視覚障害者の日常生活に必要な情報を点字版、デイジー版、メール版などで利用者に届ける「センターだより」「あゆみ」「タウン情報おかやま」などを発行する。また、活字を読むことが困難な視覚障害者を対象に対面朗読サービスを行う。

才 視覚障害者関係研修事業

点訳・朗読ボランティアのリーダーに県内または全国的な研修会に参加 してもらい、技術の向上及び地域ボランティアの資質向上と活性化に努め る。

カ サピエ図書製作ボランティア養成事業

点訳・朗読奉仕員養成講座修了者を対象に、サピエ図書製作ボランティアを養成する研修を実施する。点訳については点字に関する資格を有した講師を、朗読についてはプロのアナウンサー経験のある講師を選定する。

キ 視覚障害者の情報保障のための代筆代読従事者養成研修

視覚障害者に対する代筆・代読について必要な知識・技能を有する従事者を養成する研修を実施し、視覚に障害のある人の情報保障の確保を支援する。